

税制改正特集

～資産課税の改正編～



2019.1.17 「働き方改革関連法」対応説明会の様子
多数の方にご参加いただきましてありがとうございました。

アクシスグループ

税理士法人 アクシス
社会保険労務士法人 アクシス
行政書士法人 アクシス
川人広平 公認会計士事務所
株式会社 徳島経理代行センター
株式会社 高松経理代行センター
株式会社 マネジメント・スタッフ
有限会社 エムエスサービス

【徳島本社】 〒770-0051
徳島市北島田町1丁目3番地3
TEL 088-631-8119 FAX 088-632-6543

【吉野川支店】 〒776-0005
吉野川市鴨島町喜来字宮北485番地1
TEL 0883-26-0182 FAX 0883-26-0187

【高松支店】 〒760-0079
香川県高松市松縄町1050-27
TEL 087-814-5875 FAX 087-814-5876

平成31年度 税制改正の概要

資産課税の改正

法人課税の改正

消費課税の改正

個人所得課税の改正



本号では、**資産課税の改正点**についてお話をさせていただきます。

1 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設

(1) 改正の背景

相続・贈与により事業用資産を取得し、その後も事業を継続する場合には、その相続人（または受贈者）が納付する税額のうち、事業用資産に対応する部分について全額の納税が猶予されます。本税制は、2019年1月1日から2028年12月31日までの間に発生した相続（または贈与）が対象となります。

■対象となる事業用資産（特定事業用資産）

- イ) 被相続人の事業に使用されていた土地（面積400平方メートルまでの部分に限る）
- ロ) 被相続人の事業に使用されていた建物（面積800平方メートルまでの部分に限る）
- ハ) 以下の条件を満たす建物以外の減価償却資産
 - ・固定資産税または営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているもの

この税制を適用するためには、①経営革新等支援機関の助言・指導を受けて「承継計画」を作成し、②2019年4月1日から2024年3月31日までの間に承継計画を都道府県へ提出、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく認定を受ける必要があります。また、③猶予される相続税（贈与税）額及び猶予期間中の利子税額の合計額に見合う担保を提供することも併せて必要です。

(2) 改正の概要

- ①猶予税額の免除・・・一定の条件を満たす場合には、猶予された税額の全額が免除されます。
- ②猶予税額の一部免除・・・一定の条件を満たす場合には、猶予された税額の一部が免除されます。
- ③継続届出書の提出義務

相続税の申告期限から3年ごとに、「継続届出書」を税務署へ提出しなければなりません。なお、法人版の事業承継税制では「相続税の申告期限から5年間は毎年、5年経過後は3年ごとに提出」することが義務付けられているため、個人版では手続きが簡略化されています。

④相続人が法人成りした場合の取扱い

相続税の申告期限から5年経過後に事業用資産を現物出資し、会社を設立した場合には、「相続人が会社の株式等を保有していること」など一定の条件を満たす場合に限り、納税猶予が継続されます。

⑤「特定事業用宅地等の特例」との重複適用は不可

本税制は、いわゆる特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の特例（特定事業用宅地等に係る小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）と重複して適用することができません。



2 特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の特例の見直し

(1) 改正の背景

「特定事業用宅地等」に該当する土地は、相続税の課税価格の計算上、面積400㎡までの部分について評価額が80%減額されます。税額に与えるインパクトが大きいことから、相続開始直前に何らかの事業を開始して制度の適用を受ける、なかば租税回避的な行為が一部で行われていました。そこで今回の改正では、節税目的の“駆け込み的”な制度濫用を防止する改正が実施されることになりました。

(2) 改正の概要

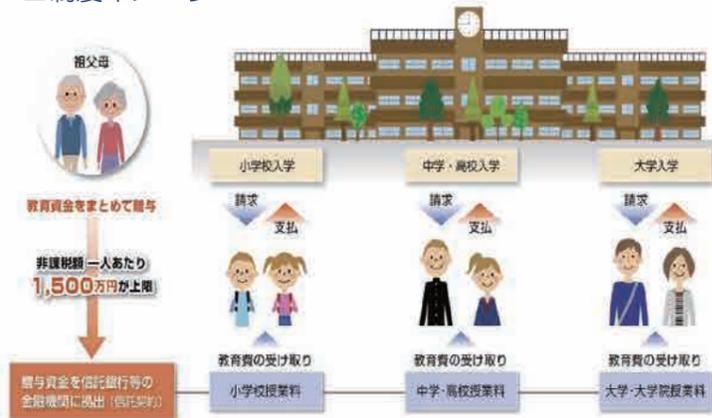
本税制の対象となる土地から「**相続開始前3年以内に事業を開始した土地**」が除外されます。ただし、その土地で使用されている減価償却資産の価額が、土地の価額の15%以上である場合はこの限りではありません。

3 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

(1) 改正の背景

教育資金の一括贈与非課税措置は、「高齢世代の資産を若年世代へ移転し、経済を活性化させること」「若年世代の教育費負担を軽減すること」などを目的に、平成25年度税制改正で導入されました。ところが蓋を開けてみると、制度の趣旨に沿わない節税目的での利用が横行し、「格差の固定化を強めた」と指摘されています。そのため今回の改正では、制度の趣旨に沿わない節税目的の利用を封印した上で、**制度の適用期限が2年間延長**されることになりました。

■制度イメージ



(2) 改正の概要

①受贈者が死亡した場合の残額の取扱い

現行制度では、祖父母が教育資金管理契約（信託契約）を締結した金融機関に資金を拠出し、子や孫がその資金を使い切らないまま祖父母が死亡した場合、その残額は相続税の課税対象となりません。そのため、最大で1,500万円の相続財産が圧縮できる、すなわち相続税の税率を低く抑える効果が期待できます。しかも、この制度は、贈与する子や孫についてそれぞれ適用可能であり、例えば3人の孫について教育資金管理契約（信託契約）を締結すれば、合計4,500万円もの相続財産が圧縮できることになるのです。こうした使い勝手の良さが災いし、「祖父母が重い病気になったため、この制度を“駆け込み”で利用する」という使い方が横行していました。

そこで今回の改正では、**教育資金管理契約（信託契約）が祖父母の死亡前3年以内に締結されている場合、「祖父母が死亡した日の残額」が相続税の課税対象とされることになりました。**ただし、制度の趣旨に沿った利用まで排除することは適当でないことから、**右に該当する場合には、従来通り相続財産の課税対象とはなりません。**

- (イ) 子や孫が23歳未満である
- (ロ) 子や孫が学校等に在籍している
- (ハ) 子や孫が教育訓練給付の対象となる教育訓練を受講している

②受贈者の所得制限

実際には教育資金を必要としないにもかかわらず、節税目的で本制度を利用する納税者が後を絶たないことから、受贈者に所得制限が設けられることになりました。具体的には、**2019年4月1日以降、信託をする日の属する年の前年の受贈者の所得が1千万円を超える場合には、この制度が使えなくなります。**



4 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

(1) 改正の背景

前述した「教育資金の一括贈与非課税措置」と同様、高齢世代から若年世代への資産移転や若年世代の負担軽減などを目的として、平成27年度税制改正で創設された「結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置」については、創設当初から「金持ち優遇＝格差の固定につながる」といった指摘があり、この解決が急務とされていました。

(2) 改正の概要

2019年4月1日以降、受贈者の所得が1,000万円を超える場合には、本制度が使えなくなります。

5 企業版 事業承継税制の一部見直し

(1) 改正の背景

現行制度では、事業承継税制（非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度）の適用を受けた会社が資産保有型会社または資産運用型会社に該当した場合、同税制の認定が取り消され、直ちに猶予されていた税額を納付しなければなりません。これは、事業実態のない会社にまで納税猶予を認めることが適当ではないためです。ただし、事業実態があるにもかかわらず、止むを得ない事情で資産保有型会社や資産運用型会社に該当することも想定されます。

(2) 改正の概要

そこで、一定のやむを得ない事情で資産保有型会社・資産運用型会社に該当した会社が、これらに該当した日から6ヶ月以内に再び該当しなくなった場合、納税猶予が取り消されなくなります。

6 民法（相続関係）改正に伴う整備

昨年7月、約40年ぶりとなる改正民法（相続関係）が国会で成立し、2019年7月1日より施行されます。これに伴い、税制においても諸々の整備が行われることになりました。

①相続税における配偶者居住権等の評価

(1) 改正の背景

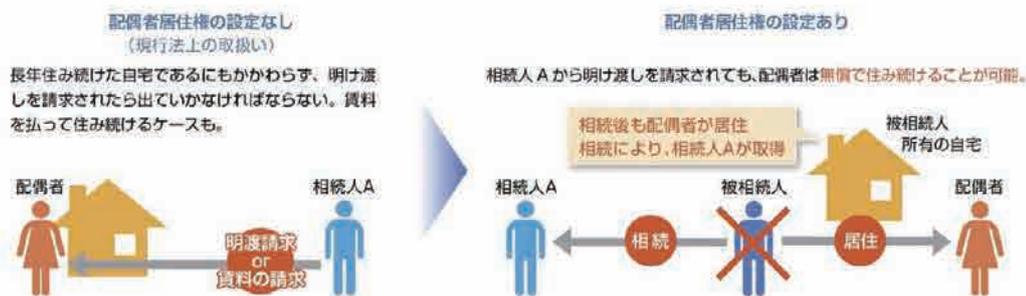
相続の現場では、遺産分割のために、または将来の二次相続税対策を目的として、被相続人の自宅を換金することが当たり前に行われています。しかしこのような場合、被相続人と同居していた妻からすれば「突然、自宅を失う」ことになるのですから、その後の生活はととても大変です。

改正前の民法では、配偶者はあくまで自宅の「占有補助者」と位置付けられており、相続後の居住権を認めていません。そのため上記のような“悲劇”が起こりうるのです。

そこで改正民法では、「配偶者居住権」という配偶者の新たな権利が創設されることになりました。これにより妻は、夫が死亡した後も無償で自宅に住み続けることができます。

(2) 改正の概要

配偶者居住権の創設により、自宅の**所有権と居住権を分割**できるようになります。「**自宅の居住権を妻に、所有権を子供に**」といった、より柔軟な遺産分割が実現できるため、この権利が広く活用されることが期待されています。



しかし、ここで問題となるのが、配偶者居住権の財産的な価値です。妻が獲得した居住権は、相続税の計算上、その価値をどのように評価すべきなのか、また、子が自宅の所有権を手にしたとはいえ、妻（母）が住み続けているのですから、自分の思い通りに使用・処分することができません。利用が制限されるのだから、当然、その分だけ「(自宅の) 価値が下がる」と考えることが相当です。このような課税上の問題をクリアにするためにも、今回の改正で「配偶者居住権」「配偶者居住権が設定された建物の所有権」等の税務上の評価方法が明確化されることになりました。

②特別寄与料の税法上の取扱いの明確化

(1) 改正の背景

相続の現場では、被相続人の介護などをした相続人に対し、その“働きぶり”を認め、相続財産を多めに渡すことがあります。これを民法では「寄与分」と言います。「寄与分」は相続税の計算上、①各相続人の「相続分」を計算するベースとなる相続財産から除かれ、②各相続人の「相続分」が確定した後、寄与分のある相続人の財産として加算することとされています。

ただし、「寄与分」はあくまで相続人だけに認められているものであり、世間には、亡き夫や仕事で忙しい夫に変わり、妻が夫の親を介護しているケースは珍しくありませんが、夫の妻には寄与分が認められないのです。そこで改正民法では、新たに「特別寄与分」という考え方が取り入れられることになりました。相続人以外の方が介護などを行った場合は、その人にも“特別”に“寄与分”を認めてあげよう、という考え方です。今回の改正では、この「特別寄与分」として相続財産の一部（＝特別寄与料）を受け取った場合、支払った場合の税務上の取扱いが明確化されることになりました。



(2) 改正の概要

特別寄与料を受け取った場合、被相続人から特別寄与料を遺贈により取得したものととして相続税が課税されます。また、相続人が支払った特別寄与料の額は相続財産から控除されます。

セミナー情報

採用力強化セミナー

このようなお悩みをお持ちの方にピッタリの内容です

- ① ハローワークに求人を出しても、ほとんど応募が無い
- ② 多額の費用を掛けて求人広告を出しても、効果が無い
- ③ 効果のある人集めの方法を知りたい

告知

H31.2/26 (火)
13:30~

別紙参照